

年金調整課

年金調整課は、社会保険労務士に関する業務（社会保険諸法令に関するもの）、年金委員の委嘱等に関する業務、学生納付特例事務法人の指定等に関する業務、市町村に交付する国民年金事務費交付金等に関する業務等を行っています。

1. 社会保険労務士に関する業務について

(1) 概要

社会保険労務士は、労働・社会保険諸法令に基づいて、行政機関に提出する書類等の作成・提出代行、個別労働関係紛争の解決手続（調停、あっせん等）の代理、企業経営での労務管理や労働保険・社会保険に関する相談等を行う労働・社会保険の問題の専門家として、国家資格を有する者です（社会保険労務士法第2条、第3条）。

東海北陸厚生局では、社会保険労務士の指導・監督のために、社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反した場合の通知の受理や、社会保険労務士に対する報告徴収及び検査等の業務を行っています。

(2) 実績

ア 社会保険労務士会等からの通知の受理

社会保険労務士が社会保険労務士法等に違反したとして、社会保険労務士会から1件の通知を受理しました。

なお、受理した通知については、社会保険労務士に対して報告徴収又は検査を必要とする事案ではありませんでした。

イ 社会保険労務士の不正に関する情報提供の受理

社会保険労務士の不正について、一般の方から1件の情報提供を受け、管轄の年金事務所への適用事業所調査の依頼、厚生労働本省へ事実経過等の報告を行うとともに、管轄の社会保険労務士会への情報提供を行いました。

ウ 懲戒処分に係る聴聞の対応

社会保険労務士の不正行為について、労働局と共同して、懲戒処分に係る聴聞を1件対応しました。

エ 各県社会保険労務士会通常総会への出席

管内6県の社会保険労務士会通常総会に出席し、社会保険制度への協力を依頼しました。

<参考>

社会保険労務士会の会員等の状況（令和7年3月31日現在）

	会 員	社会保険労務士法人
富 山 県	320 人	20 法人
石 川 県	356	20
岐 阜 県	609	29
静 岡 県	1,097	93
愛 知 県	2,953	168
三 重 県	461	21
計	5,796	351

※ 社会保険労務士法人とは、2人以上の社会保険労務士が共同して設立する法人

2. 年金委員の委嘱等に関する業務について

（1）概要

年金委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受けて、会社や地域において政府管掌年金事業の適用、給付、保険料その他の事項について啓発、相談及び助言等の活動を行うことで、政府管掌年金事業の理解を高め、その円滑な運営を図ることを目的に設置されています（日本年金機構法第30条）。

年金委員は、厚生年金保険適用事業所（職場）で活動していただく「職域型」の年金委員と、主に市町村の地域で活動していただく「地域型」の年金委員に区分されています。

東海北陸厚生局では、管内の厚生年金保険適用事業所の事業主や市町村等から推薦のあった方が年金委員として活動していただくために、委嘱に関する審査・決定及び委嘱状の交付等の業務を行っています。

（2）実績

ア 委嘱状等の交付

年金委員を委嘱した方に対して委嘱状 1,627 件を、解嘱した方に対して解嘱状 1,168 件を交付しました。

イ 年金委員証明書の交付

新たに地域型の年金委員を委嘱した方等に対して、年金委員証明書 212 件を交付しました。

ウ 年金委員名簿の管理

年金委員の委嘱状況等について、年金委員名簿 19,129 名分（令和7年3月31日現在）を管理しました。

工 年金委員功労者の表彰

年金委員として永年ご尽力いただいた7名の方について、年金委員功労者として厚生労働大臣表彰を行いました。

<参考>

年金委員の委嘱状況（年度末現在）

（単位：人）

	令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計	職域型	地域型	計
富山県	2,142	90	2,232	2,120	85	2,205	2,088	70	2,158
石川県	1,468	114	1,582	1,493	125	1,618	1,532	93	1,625
岐阜県	2,497	105	2,602	2,523	108	2,631	2,576	109	2,685
静岡県	5,106	204	5,310	5,155	189	5,344	5,197	165	5,362
愛知県	4,988	186	5,174	5,212	199	5,411	5,389	185	5,574
三重県	1,525	123	1,648	1,563	122	1,685	1,619	106	1,725
計	17,726	822	18,548	18,066	828	18,894	18,401	728	19,129

年金委員功労者厚生労働大臣表彰の状況

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
富山県	1人	2人	1人
石川県	1	1	1
岐阜県	2	2	—
静岡県	3	3	3
愛知県	2	3	1
三重県	1	—	1
計	10	11	7

3. 学生納付特例事務法人の指定等に関する業務について

(1) 概要

日本国内に住むすべての20歳以上の方は、国民年金に加入し、保険料を納付することになりますが、学生については、在学中の保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」（以下「学特制度」といいます。）が設けられています（国民年金法第90条の3）。

学特制度を利用するためには、市町村等の窓口またはマイナポータルによる学生本人の申請が必要ですが、学生が申請しやすい環境を整備し、年金受給権を確保する観点から、大学や専門学校等が学生からの委託を受けて申請を代行できる「学生納付特例事務法人（以下「学特事務法人」といいます。）」制度が設けられています（国民年金法第109条の2の2）。

東海北陸厚生局では、学生が学特制度を利用しやすい環境を整備するために、管内の大学や専門学校等からの申請に基づく学特事務法人の指定等の業務を行っています。

(2) 実績

ア 学特事務法人の指定

管内の専門学校からの申請により、学特事務法人を新たに2件指定しました。

イ 学特事務法人等の指定申出事項の変更

学特事務法人等からの届出により、法人等の所在地について学生納付特例事務法人一覧表等の記載を2件変更しました。

ウ 学特事務法人指定への協力要請等

管内314校の大学や専門学校等に対して、学特制度の周知及び学特事務法人の指定に関する案内文書を送付し、協力要請を行いました。

〈参考〉

学生納付特例事務法人等の指定状況（令和7年3月31日現在）

	学生納付特例 事務法人	代行事務を行う学校		
			学特事務 法人の学校	学生納付特例 事務取扱 教育施設（※）
富山県	1	3	3	—
石川県	5	10	9	1
岐阜県	4	9	6	3
静岡県	9	16	14	2
愛知県	24	52	51	1
三重県	5	8	6	2
計	48	98	89	9

※ 国及び地方公共団体等が設置する学校で、代行事務を行う申出をした学校

学生納付特例事務法人・学校一覧（令和7年3月31日現在）

	法人・学特事務取扱教育施設	学 校
富山県	学校法人 富山国際学園	<ul style="list-style-type: none"> ・富山国際大学東黒牧キャンパス ・富山国際大学呉羽キャンパス ・富山短期大学
石川県	(学特事務取扱教育施設)	金沢美術工芸大学
	学校法人 アリス国際学園	<ul style="list-style-type: none"> ・専門学校アリス学園 ・専門学校アリス学園 加賀分校
	学校法人 金沢学院大学	<ul style="list-style-type: none"> ・金沢学院大学 ・金沢学院短期大学 ・金沢学院大学大学院
	学校法人 金城学園	<ul style="list-style-type: none"> ・金城大学 ・金城大学短期大学部
	公立大学法人 公立小松大学	・公立小松大学
	※学校法人 ファースト学園	・専門学校ファースト学園金沢校
岐阜県	(学特事務取扱教育施設)	情報科学芸術大学院大学
	(学特事務取扱教育施設)	木工芸術スクール
	(学特事務取扱教育施設)	岐阜県立下呂看護専門学校
	学校法人 神谷学園	<ul style="list-style-type: none"> ・東海学院大学短期大学部 ・東海学院大学

	法人・学特事務取扱教育施設	学 校
岐阜県	学校法人 華陽学園	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜女子大学 岐阜女子大学大学院
	社会福祉法人 新生会	<ul style="list-style-type: none"> サンビレッジ国際医療福祉専門学校
	学校法人 松翠学園	<ul style="list-style-type: none"> 滋賀文教短期大学
静岡県	(学特事務取扱教育施設)	東海アクシス看護専門学校
	(学特事務取扱教育施設)	浜松市立看護専門学校
	学校法人 静岡県西部理容美容学園	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県西部理容美容専門学校
	学校法人 森島学園	<ul style="list-style-type: none"> 専門学校浜松医療学院 専門学校富士リハビリテーション大学校
	学校法人 静岡自動車学園	<ul style="list-style-type: none"> 専門学校静岡工科自動車大学校
	学校法人 興誠学園	<ul style="list-style-type: none"> 浜松学院大学 浜松学院大学短期大学部
	学校法人 国際ことば学院	<ul style="list-style-type: none"> 国際ことば学院外国語専門学校 国際ことば学院日本語学校 富士山日本語学校
	学校法人 掛川学園	<ul style="list-style-type: none"> 静岡アルス美容専門学校
	学校法人 静岡県美容学園	<ul style="list-style-type: none"> 静岡県美容専門学校
	学校法人 常葉大学	<ul style="list-style-type: none"> 常葉大学（静岡草薙キャンパス／静岡瀬名キャンパス／静岡水落キャンパス／浜松キャンパス） 常葉大学短期大学部（静岡草薙キャンパス／静岡瀬名キャンパス）
	学校法人 静岡国際言語学院	<ul style="list-style-type: none"> 静岡国際言語学院
愛知県	(学特事務取扱教育施設)	岡崎市立看護専門学校
	学校法人 愛知学院	<ul style="list-style-type: none"> 愛知学院大学
	学校法人 セムイ学園	<ul style="list-style-type: none"> 東海医療科学専門学校 東海歯科医療専門学校 東海医療工学専門学校 東海医療福祉専門学校
	学校法人 中京法律学園	<ul style="list-style-type: none"> 中京法律専門学校
	学校法人 電波学園	<ul style="list-style-type: none"> 愛知工科大学 愛知工科大学自動車短期大学
	公益財団法人 名古屋YWCA	<ul style="list-style-type: none"> 名古屋YWCA学院日本語学校

	法人・学特事務取扱教育施設	学 校
愛知県	学校法人 名古屋電気学園	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知工業大学八草キャンパス ・愛知工業大学自由ヶ丘キャンパス ・愛知工業大学本山キャンパス ・愛知工業大学情報電子専門学校
	学校法人 名古屋大原学園	<ul style="list-style-type: none"> ・大原簿記情報医療専門学校 ・大原簿記情報医療専門学校静岡校 ・大原簿記情報医療専門学校浜松校 ・大原トラベル・ホテル・ブライダル専門学校 ・大原トラベル・ホテル・ブライダル専門学校静岡校 ・大原トラベル・ホテル・ブライダル専門学校浜松校 ・大原法律公務員専門学校 ・大原法律公務員専門学校静岡校 ・大原法律公務員専門学校浜松校 ・大原簿記情報医療専門学校岐阜校 ・大原法律公務員専門学校岐阜校 ・大原公務員医療観光専門学校沼津校 ・大原介護福祉専門学校沼津校 ・大原簿記情報医療専門学校津校 ・大原法律公務員専門学校津校
	学校法人 瀬木学園	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知みずほ大学 ・愛知みずほ大学大学院 ・愛知みずほ大学短期大学部
	学校法人 神野学園	<ul style="list-style-type: none"> ・岐阜医療科学大学 ・中日本自動車短期大学 ・中日本航空専門学校
	公立大学法人 名古屋市立大学	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市立大学
	愛知県美容業生活衛生同業組合	<ul style="list-style-type: none"> ・中部美容専門学校（名古屋校） ・中部美容専門学校（岡崎校）
	学校法人 前田学園	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知美容専門学校
	学校法人 名古屋文化学園	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋文化学園保育専門学校
	学校法人 さくら学園	<ul style="list-style-type: none"> ・慈恵福祉保育専門学校 ・慈恵歯科医療ファッション専門学校
	学校法人 滝川学園	<ul style="list-style-type: none"> ・名古屋文理大学短期大学部
	学校法人 吉田学園	<ul style="list-style-type: none"> ・専門学校愛知保健看護大学校
	学校法人 藤田学園	<ul style="list-style-type: none"> ・藤田医科大学
	医療法人 珪山会	<ul style="list-style-type: none"> ・中部看護専門学校
学校法人 たちばな学園	<ul style="list-style-type: none"> ・理学・作業名古屋専門学校 	

	法人・学特事務取扱教育施設	学 校
愛知県	学校法人 さわらび学園	・中部福祉保育医療専門学校
	社会福祉法人 福寿園	・田原福祉グローバル専門学校
	学校法人 東洋学園	・国際調理師専門学校名駅校
	学校法人 福德学園	・FTS ビジネス専門学校
	※学校法人 ASAHI ACADEMY	・ASAHI 文化学院
三重県	(学特事務取扱教育施設)	三重県立公衆衛生学院
	(学特事務取扱教育施設)	三重県立水産高等学校
	学校法人 長谷川学園	・旭理容美容専門学校
	学校法人 鈴鹿医療科学大学	・鈴鹿医療科学大学千代崎キャンパス ・鈴鹿医療科学大学白子キャンパス
	学校法人 暁学園	・四日市大学
	公益社団法人 松阪地区医師会	・松阪看護専門学校
	学校法人 大川学園	・三重調理専門学校

※ 令和6年度に学特事務法人の指定を行った学校法人

4. 国民年金事務費交付金等に関する業務について

(1) 概要

国民年金事務費交付金等は、法令によって市町村が行う国民年金等の事務（届出の受理等）の処理に必要な費用について、国（厚生労働省）が市町村に対して交付するものです（国民年金法第86条）。

国民年金事務費交付金等は、地方自治法に定める地方公共団体の事務である「法定受託事務」のほかに、地方自治法には定められていませんが、市町村が日本年金機構と協力・連携して行う「協力・連携事務」についても交付されます。

東海北陸厚生局では、市町村の国民年金等事務が円滑に実施されるために、市町村から提出される国民年金事務費交付金等に係る交付申請書の内容審査及び厚生労働本省への提出等の業務を行っています。

(2) 実績

ア 交付申請

管内の全市町村（194件）について、令和6年度分の国民年金事務費交付金等の概算交付及び精算交付に係る申請書の審査を行い、厚生労働本省に申請書を提出しました。

イ 決算審査・報告

管内の全市町村（194件）について、令和5年度分の国民年金等事務費に係る決算報告書の審査を行い、厚生労働本省に報告しました。

また、14市町村に実際に赴き、国民年金事務費交付金等が適正に使用されているかを確認する決算実地審査を行いました。

ウ 協力・連携計画書の審査・報告

管内の全市町村（194件）について、令和6年度に市町村が行う協力・連携事務に係る計画書の審査を行い、厚生労働本省に協力・連携事務に係る費用を報告しました。

〈参考〉

国民年金事務費交付金等の交付状況

（単位：千円）

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
富山県 15市町村	交付金額	146,964	157,466	154,059
	法定受託事務分	126,864	136,708	132,943
	協力・連携事務分	20,100	20,758	21,116
石川県 19市町村	交付金額	219,934	228,851	226,044
	法定受託事務分	190,862	200,874	198,417
	協力・連携事務分	29,072	27,977	27,627
岐阜県 42市町村	交付金額	398,865	418,060	420,217
	法定受託事務分	339,181	355,145	358,717
	協力・連携事務分	59,684	62,915	61,500
静岡県 35市町村	交付金額	786,276	787,811	782,604
	法定受託事務分	671,291	685,128	684,150
	協力・連携事務分	114,985	102,684	98,453
愛知県 54市町村	交付金額	1,600,631	1,735,375	1,697,221
	法定受託事務分	1,332,656	1,466,940	1,431,050
	協力・連携事務分	267,975	268,435	266,171

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
三重県 29市町村	交付金額	329,740	340,530	341,997
	法定受託事務分	288,542	296,743	299,337
	協力・連携事務分	41,198	43,787	42,660
計 194市町村	交付金額	3,482,410	3,668,094	3,622,142
	法定受託事務分	2,949,397	3,141,538	3,104,614
	協力・連携事務分	533,013	526,556	517,528

※ 千円未満四捨五入

5. 年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金に関する業務について

(1) 概要

年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金（以下「給付金事務交付金」といいます。）は、法令によって市町村が行う年金生活者支援給付金（以下「給付金」といいます。）の事務（届出の受理等）の処理に必要な費用について、国（厚生労働省）が市町村に対して交付するものです（年金生活者支援給付金の支給に関する法律第27条）。

給付金事務交付金は、地方自治法に定める地方公共団体の事務である「法定受託事務」のほかに、地方自治法には定められていませんが、市町村が日本年金機構と協力・連携して行う「協力・連携事務」についても交付されます。

東海北陸厚生局では、市町村の給付金事務が円滑に実施されるために、市町村から提出される給付金事務交付金に係る交付申請書の内容審査及び厚生労働本省への提出等の業務を行っています。

(2) 実績

ア 交付申請

管内の全市町村（194件）について、令和6年度分の給付金事務交付金の交付に係る申請書の審査を行い、厚生労働本省に申請書を提出しました。

イ 決算審査・報告

管内の全市町村（194件）について、令和5年度分の給付金事務費に係る決算報告書の審査を行い、厚生労働本省に報告しました。

また、14 市町村に実際に行き、給付金事務交付金が適正に使用されているかを確認する決算実地審査を行いました。

〈参考〉

給付金事務交付金の交付状況

(単位：千円)

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
富山県 15市町村	交付金額	2,621	2,992	2,717
	法定受託事務分	2,524	2,922	2,610
	協力・連携事務分	97	71	107
石川県 19市町村	交付金額	4,253	5,286	4,730
	法定受託事務分	3,952	5,015	4,413
	協力・連携事務分	302	271	317
岐阜県 42市町村	交付金額	10,141	12,411	10,811
	法定受託事務分	9,438	11,856	9,500
	協力・連携事務分	703	555	1,312
静岡県 35市町村	交付金額	16,971	20,062	17,007
	法定受託事務分	16,369	19,446	16,225
	協力・連携事務分	603	615	782
愛知県 54市町村	交付金額	30,416	34,356	31,539
	法定受託事務分	28,975	32,840	29,592
	協力・連携事務分	1,441	1,516	1,947
三重県 29市町村	交付金額	7,482	9,164	8,071
	法定受託事務分	6,914	8,611	7,483
	協力・連携事務分	568	552	588
計 194市町村	交付金額	71,884	84,271	74,876
	法定受託事務分	68,171	80,690	69,823
	協力・連携事務分	3,713	3,581	5,053

※ 千円未満四捨五入

6. 健康保険事務指定市町村交付金に関する業務について

(1) 概要

健康保険事務指定市町村交付金は、厚生労働大臣の指定を受けた市町村（以下「指定市町村」といいます。）に対して、日雇特例被保険者（健康保険法第3条第2項）に係る健康保険被保険者手帳の交付等の事務の処理に必要な費用について、国（厚生労働省）が交付するものです。

東海北陸厚生局では、指定市町村の健康保険事務が円滑に実施されるために、指定市町村より提出された健康保険事務指定市町村交付金申請書及び各種報告書の内容審査並びに厚生労働本省への提出等の業務を行っています。

(2) 実績

ア 指定市町村の取消

管内の指定市町村の申請により、指定市町村の取消について厚生労働本省に報告し、令和6年9月30日に指定市町村の取消が告示されました。

これにより、管内の指定市町村はなくなりました。

イ 実施状況の報告

管内の指定市町村（1件）の健康保険事務の実施状況を把握し、令和6年3月分から9月分までについて、厚生労働本省に報告しました。

ウ 交付申請

管内の指定市町村（1件）については、令和6年度の健康保険事務の取扱件数はなかったため、交付申請はありませんでした。

〈参考〉

健康保険事務指定市町村交付金の交付状況

	指 定 市町村	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		取扱件数	交付金額	取扱件数	交付金額	取扱件数	交付金額
愛知県	1件	10件	881円	9件	833円	0件	—